

平成 22 年 4 月 6 日公表

集落営農実態調査結果の概要(九州)

(平成 22 年 2 月 1 日現在)

この調査は、集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況を把握し、集落営農の組織化・法人化の支援施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的に実施したものです。

注：ここでいう「集落営農」とは、「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいいます。このため、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農とは必ずしも一致しません。

一 集落営農数は引き続き増加 一

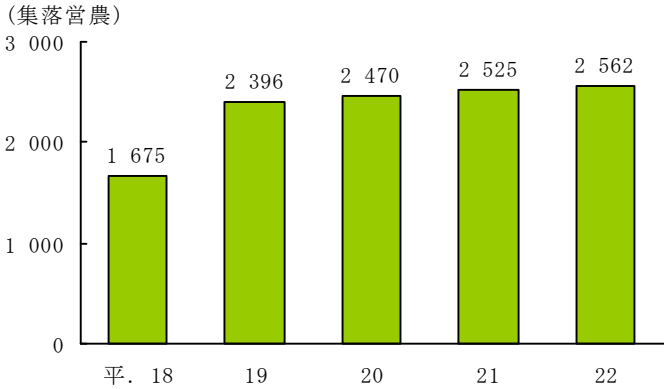
1 集落営農数

平成 22 年 2 月 1 日現在の集落営農数は 2,562 となり、前年に比べ 37(1.5%)増加しました。

九州を県別にみると、佐賀県が 653 と最も多く、次いで福岡県が 627、大分県が 496 の順となっています。

また、法人の集落営農数は 266 となり、前年に比べ 40(17.7%)増加しました。

図 1 集落営農数の推移(九州)



注：平成 18 年は 5 月 1 日現在、それ以降は 2 月 1 日現在の結果です。

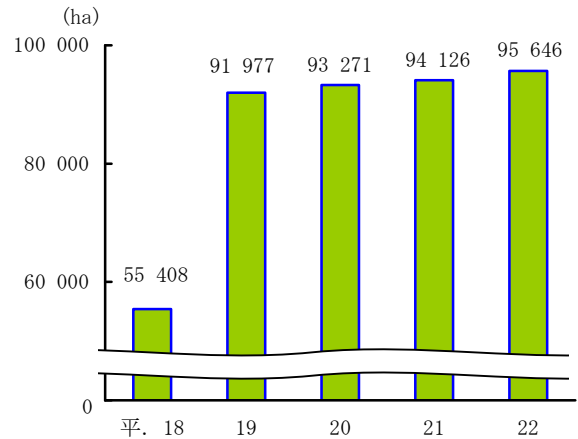
表 1 集落営農数

単位：集落営農

区 分	平成21年	平成22年			
		計	新 規 (統合・分割を含む)	継 続	うち、法人
全 国	13 436	13 577	439	13 138	2 038
九 州	2 525	2 562	99	2 463	266
福 岡	642	627	1	626	76
佐 賀	666	653	2	651	6
長 崎	95	101	7	94	7
熊 本	459	448	7	441	13
大 分	457	496	44	452	137
宮 崎	95	113	22	91	15
鹿 児 島	111	124	16	108	12

注：「新規(統合・分割を含む)」には、組織自体は既に存在していたものの、前年調査以降それらの活動が進展し、本調査における集落営農の定義を満たしたため本年から計上している組織を含みます。

図2 農地集積面積の推移(九州)

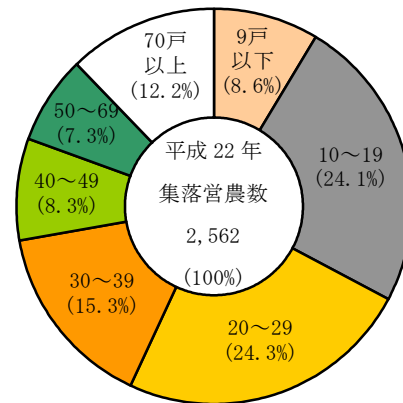


2 集落営農による農地の集積状況

集落営農の現況集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）は、9万5,646haとなり、前年に比べ1,520ha(1.6%)増加しました。

九州を県別にみると、佐賀県が2万9,426haと最も多く、次いで福岡県が2万6,397ha、熊本県が2万746haの順となっています。

図3 構成農家別にみた集落営農数の割合(九州)



3 構成農家数別にみた集落営農数

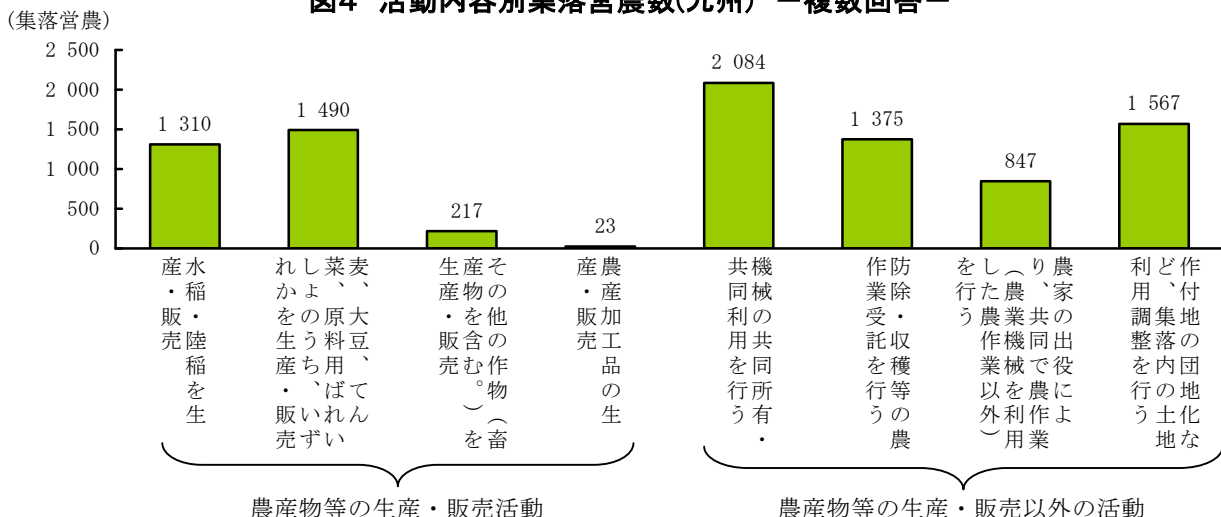
集落営農に参加する農家数の規模別に集落営農数をみると、20～29戸で構成される集落営農が622(24.3%)と最も多く、次いで10～19戸が617(24.1%)、30～39戸が391(15.3%)の順となっています。

4 集落営農の取組内容(複数回答)

農産物等の生産・販売活動を見ると、「麦、大豆、てん菜、原料用ばれいしょのうち、いずれかを生産・販売」の集落営農が1,490(全体に占める割合は58.2%)と最も多く、次いで「水稻・陸稻を生産・販売」が1,310(51.1%)の順となっています。

また、農産物等の生産・販売活動以外の活動では、「機械の共同所有・共同利用を行う」集落営農が2,084(全体に占める割合は81.3%)と最も多く、次いで「作付地の団地化など集落内の土地利用調整を行う」が1,567(61.2%)の順となっています。

図4 活動内容別集落営農数(九州) - 複数回答 -



【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的としています。

2 調査の対象

調査は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象としました。

3 調査事項

- (1) 集落営農数
- (2) 法人化の状況
- (3) 構成員
- (4) 経営規模の状況
- (5) 活動・取組内容
- (6) 経理状況
- (7) その他集落営農の実態を把握するために必要な事項

4 調査期日

平成22年2月1日現在。

5 調査の方法

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送、電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行いました。

6 集計方法

各市区町村ごとの調査結果を単純積み上げにより集計しました。

7 目標（実績）精度

調査は、全数調査のため、目標精度及び標準誤差はありません。

8 用語の解説

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として^{注1)}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいいます。

このため、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農とは必ずしも一致しません。

注1) 集落を単位として

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。（他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。）なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含めた。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とした。

注2) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- (4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととした。

- ① 農業用機械の所有のみを共同で行う取組。
- ② 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

9 その他

この資料の数値は概数であり、確定値は平成22年12月刊行予定の『平成22年集落営農実態調査報告書』に掲載します。

【ホームページ掲載案内】

- この統計調査結果は、以下のアドレスからもご覧になれます。

九州農政局ホームページ 【 <http://www.maff.go.jp/kyusyu> 】

農林水産省ホームページ 【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei> 】

この結果の分野別分類は「農家数、担い手、農地など」に分類しています。

【掲載に関する問い合わせ先】

電 話：(代)096-353-3561 内線 4733

直通電話：096-353-7564

担 当：九州農政局 統計部 経営・構造統計課
構造統計係長 棧敷野